

平成 20 年 4 月 1 日
電気通信事業紛争処理委員会無線局の開設等に係るあっせん及び仲裁の開始
～「無線局紛争処理マニュアルーあっせん・仲裁制度の利用の手引ー」の公表～

電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）は、本日 4 月 1 日から無線局の開設等に係るあっせん及び仲裁の手続を開始しました。また、この手続に対応するため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に規定するあっせん及び仲裁の制度概要及び手続の解説並びに関係法令等を盛り込んだ「無線局紛争処理マニュアルーあっせん・仲裁制度の利用の手引ー」（以下「マニュアル」といいます。）を作成しましたので、公表します。

1 あっせん・仲裁の開始

周波数のひっ迫が進行している現状においては、無線局の開設等に当たって、既存の無線局との間で混信その他の妨害を防止するための調整が往々にして必要となります。

この調整は、従来、無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の協議に委ねられており、1 年以上の長期にわたる事例も生じていました。

そこで、この協議が円滑に進むようにするため、平成 19 年 12 月に成立した放送法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 136 号）第 2 条の規定により電波法の一部が改正され、同法において、委員会によるあっせん及び仲裁の制度が創設されました。

委員会は、本日よりこの手続を開始しました。

2 マニュアル

マニュアルの概要は別紙、マニュアルは別添のとおりです。

なお、マニュアルについては、準備が整い次第、委員会のホームページ< <http://www.soumu.go.jp/hunso/>>に掲載するとともに、委員会の事務局において配布します。

【連絡先】

電気通信事業紛争処理委員会事務局
（担当：福田上席調査専門官、田中調査専門官）
電話：（代表）03-5253-5111
（内線）5686
（直通）03-5253-5686
FAX：03-5253-5197
E-mail：hunso-shori@ml.soumu.go.jp